

質疑・回答書

告示番号		361	件 名	すこやかプラザ1階LED照明リース契約
No.	質疑事項			回 答
1	応札が1社であった場合も入札は成立となりますでしょうか。			お見込みのとおりです。
2	契約書（案）の開示を頂く事は可能でしょうか？			可能です。
3	契約保証金について、豊中市財務規則第110条(3)の過去2年間の履行実績にて免除申請を行う予定ですが、過去2年間の賃貸借契約を終了した実績を提出、もしくは過去2年間で契約締結した実績を提出のどちらになりますでしょうか？			市ホームページ （https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jigyosya/keiyaku/sonota/a0012105133505.html） に記載のとおり「種類をほぼ同じくする契約であり、かつ、規模同等以上のものを2回以上にわたって締結し、これらを過去2年の間に全て誠実に履行」していることが必要です。長期の契約においては、全期間ではなく年単位での履行確認が可能です。1契約における2年間の履行を2回とみなすことはできず、別の契約における履行の確認が必要です。

4	PCB含有機器が発見された場合、処分は発注者負担との認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	既設照明器具の位置、仕様、分電盤回路、系統図等の既存図面は提供頂けますでしょうか。	可能です。事前連絡のうえ、おやこ保健課窓口で閲覧いただけます。
6	停電を要する作業が発生した場合、停電に伴う仮設照明等は不要との認識で宜しいでしょうか。	分電盤によるエリアごとの停電により土日に実施される場合はお見込みのとおりです。 全館一斉停電の場合は、事前の日程調整と非常用発電機のご準備をお願いいたします。
7	設置作業について、平日日中作業を基本と考えて宜しいでしょうか。	施工は養生を必要とします。大変申し訳ございませんが、平日・日中作業だと業務に支障が出ますので、土日をメインにお願いしたく存じます。平日に工事をする場合は、始業前もしくは終業後の時間において、部屋単位で施工が完了するようなスケジュールでお願いします。
8	賃貸借期間中の定期点検（年次点検等）は不要との認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、消防法により点検が義務付けられている非常照明については別途協議が必要と考えます。

9	JIL5004登録対応機種について、一般社団法人日本照明工業会ホームページ掲載内容を基準とする認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	落札後の現地調査および詳細協議の結果、取組が困難なことが判明した場合、辞退することは可能でしょうか？ また、辞退に伴う指名停止などのペナルティはありますでしょうか？	事業が困難となった理由によりますが、ペナルティが生じる可能性があります。
11	リース会社として入札参加致しますが、賃貸に付随する業務で当社が自ら実施することが事実上できない業務（物件の搬入・保守など）について、貴市の承諾が得られれば、物件の売主や施工会社などの業者に再委託しても問題ない認識で宜しいでしょうか？また、その際に承諾を得る期日はありますでしょうか？	お見込みのとおりです。承認を得る期限はそれぞれの業務開始前になります。
12	保守業務はLED器具の不点灯やそれに伴うトラブルを見込むものであり、LED器具による人体への影響（設置器具が原因不明の落下等により人に接触しけがを負わせる等）による賠償問題は含まれないという認識で宜しいでしょうか？	お見込みのとおりですが、施工上の不備に起因する事故については、別途協議が必要と考えます。

13	現地調査の結果、予定数量の増減や仕様変更の必要があった場合、契約変更の協議対象との認識で宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。
14	動産総合保険は、再調達価額が補償される新価型でよろしいでしょうか？	特に指定はありませんが、リース期間中の事故により設備が損壊した場合、本市の公費負担なしで速やかに復旧、または契約を履行できる方法の担保をお願いいたします。
15	LED照明器具ではなく、既設配線や既設設備の原因による故障の場合は、受注者の責任ではないと考えております。LED照明器具が要因ではないと原因が特定された場合、交換、保守等の費用負担は貴市との認識でよろしいでしょうか。	既設の配線や設備の故障は市が対応します。迅速、円滑な問題解決のため、ご協力をお願いします
16	既存灯具は第三者の所有物ではなく、貴市所有の設備との認識で宜しいでしょうか？第三者の所有物である場合、撤去処分費は貴市負担との認識で宜しいでしょうか？	設備は全て本市所有です。
17	本事業の契約終了後、LED設備は貴市に無償で譲渡するため、固定資産税は非課税扱い（賃貸借料には同費用分は含めない）との認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

18	本業務について、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、今後の社会情勢により受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、工期の延長申請・契約満了日を開始が遅れた日数分だけのちに変更し、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日につきまして別途協議を頂くことは可能でしょうか？	現状確認のためにまず協議を行い、そのうえで社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない理由で遅延が生じたものと認められる場合、可能な範囲で正常なスケジュールに近づけていただきますよう協議お願いします。
19	6.工事仕様 (1) 設置仕様 ③設置工事 工作物石綿事前調査には該当しないと考えて宜しいでしょうか。不明な場合は別途協議対象としてよろしいでしょうか。	工事内容によっては事前調査が必要な場合があります。
20	6.工事仕様 (2) 設置仕様 ③設置工事 高所作業が必要な部屋があれば各室天井高さをご教示ください。	各室天井までの高さは3メートル前後です。
21	7.物品の保守等 9.維持管理 賃貸借期間中の非常照明のバッテリー交換は別途工事と考えてよろしいでしょうか。	動産総合保険の対象物に付随する消耗品のため、バッテリー交換にあたっては別途協議が必要と考えます。

22	仕様書明細 既存照明の仕様詳細③に「ルーバー付」の記載がございますが、ルーバー付の照明を新設すると考えてよいでしょうか。	照明器具の明るさ調整によりルーバーの必要性が極小となる場合においては、ルーバーそのものを不要としていただいても結構です。
23	本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、昨今の公共施設LED化における発注過多、その他の社会情勢の影響により、各メーカーの納期遅延が発生することが予想されます。上記のような社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、工期延長等の協議を行っていただけますか。	現状確認のためにまず協議を行い、そのうえで社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない理由で遅延が生じたものと認められる場合、可能な範囲で正常なスケジュールに近づけていただきますよう協議お願いします。
24	「調査等において仕様書との相違（数量、仕様等）を発見した場合には、照明リストを修正し発注者へ速やかに提出し協議するものとする」とありますが、落札後の現地調査により入札仕様書からは読み取ることのできない仮設足場必要ヶ所が発見された場合、金額変更等の協議の対象としていただけますか。	お見込みのとおりです。

豊中市こども未来部おやこ保健課 TEL 06-6858-2283

FAX 06-6846-6080

E-mail boshihoken@city.toyonaka.osaka.jp